

令和7年度 第3回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和8年1月15日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階第1委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の改定について
- (2) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正について

3. 報 告

- (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金について
- (2) その他

4. 閉 会



龍保年第343号
令和7年12月24日

龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会
会長 百瀬 優 殿

龍ヶ崎市長 萩 原



特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の
改定について（諮問）

下記の諮問事項について、龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第2条
第7号の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

●諮問第1号 特定健康診査等健康診査及びがん検診に係る負担金等の
改定について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、龍ヶ崎市
特定健康診査等実施条例（平成14年龍ヶ崎市条例第45号）に規定する特
定健康診査にかかる費用負担額について、別紙1のとおり改定し、当該健
診を通じ国民健康保険被保険者の健康保持増進に寄与していきたい。

健康増進法（平成14年法律第103号）及び龍ヶ崎市特定健康診査等実
施条例（平成14年龍ヶ崎市条例第45号）に基づき、保険異動者や18歳
～39歳の市民に実施している生活習慣病健康診査についても別紙1のと
おり改定し、当該健診を通じ受診者の健康保持増進に寄与していきたい。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）及びがん予防重点健康教
育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日厚生健康局長通
知）、龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例（平成14年龍ヶ崎市条例第45号）
及び龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例（平成14年龍
ヶ崎市条例第45号）に規定するがん検診については、事業コストに見合
った自己負担金の改正と、特例措置（無料で受けることができる）の対象
年齢について別紙1のとおり改定し、受診率の向上及びがんの早期発見に
寄与していきたい。

特定健康診査等及びがん検診に係る自己負担金等の改定について

1 改定の経緯

みだしの件について、龍ヶ崎市使用料・手数料等改定検討委員会において、龍ヶ崎市使用料・手数料等改定検討委員会規定第5条第2項第3号の規定（据え置き年数が3年未満のもの）により、事業費及び費用負担の公平性の観点や、昨今の社会情勢に基づき審議した結果、特定健康診査等及びがん検診に係る自己負担金等の改定に努めるよう提言があったことによる。

2 改定内容

(1) 特定健康診査の自己負担金の変更について

令和6年度、本市の県内における特定健康診査に係る受診率の順位は、44市町村中43位と低く、未受診者勧奨事業（勧奨通知やターゲットを絞った家庭訪問等）をはじめ様々な取り組みを実施しているが、健診受診に繋がらない状況となっている。

また、県内自治体の自己負担金の状況を見ると、約8割が1,000円以下に設定されている中、本市は1,500円で設定している。今回、改めて健診に係る総コストをもとに負担金を算出した結果、望ましい自己負担金は集団健診が1,616円、医療機関健診が1,457円と算出されたところである。

しかしながら、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図るには受診率向上が重要なことから、取り組みの一つとして自己負担金をこれまでの1,500円から1,000円に改定し、受診率向上を図っていきたい。

項目	新	旧
特定健康診査 (集団・医療機関検診)	1,000円	1,500円

(2) 生活習慣病健康診査の自己負担金の変更について

生活習慣病健康診査は、年度内の保険異動者や 18 歳から 39 歳の市民を対象に、特定健康診査がスタートする 40 歳になる以前からの健診受診の習慣化を目指し実施している。しかし、受診率は低く、生活習慣病の早期発見に繋がっていない状況である。そのようなことから、前号の特定健康診査に準じ、自己負担金をこれまでの 1,500 円から 1,000 円に改定し、受診率向上を図っていききたい。

項目	新	旧
生活習慣病健康診査 (集団・医療機関検診)	1,000 円	1,500 円

(3) がん検診の自己負担金の変更について

結核・肺がん検診のうち結核検診は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）に基づき費用負担を求めないこととしているが、肺がん検診は県内自治体の多くが公平性の観点から負担のない範囲で自己負担金を徴収している。

本市における自己負担金については、40 歳以上の市民を無料対象としていたが、県内自治体の状況も鑑み、40 歳から 64 歳は無料から 200 円に改定し、65 歳以上は感染症法の規定により継続して無料とし、受診率向上を図っていききたい。

また、大腸がん検診については様々な健康診査と同時受診ができるよう容器を事前送付している。そのような中で、郵送料の値上げに伴い、自己負担金をこれまでの 500 円から 600 円に改定し、容器の事前送付を継続しながら、がん検診の受診率向上を図っていききたい。

項目	新	旧
肺がん検診（集団検診）	40 歳～64 歳 200 円 65 歳以上 無 料	無料
大腸がん検診（集団検診）	600 円	500 円

年齢は年度末年齢

(4) 健康診査等の無料対象年齢の変更について

本市では、40歳代や50歳代の特定健康診査の受診率が低い状況である。生活習慣病の発症予防や重症化予防に向け、まずは健（検）診受診が重要であり、特定健康診査における無料検診の対象者を41歳から健診対象の初年齢となる40歳に、また、節目年齢として51歳を50歳に改定し、受診率向上を図っていききたい。

また、がん検診では好発年齢の現状や年齢調整死亡率の推移の分析から、これまで無料がん検診の設定がなかった胃がん医療機関検診や乳がん検診マンモグラフィ1方向（集団・医療機関検診）に検診対象の初年齢となる50歳を無料がん検診の対象者に新たに設定していく。

さらに、胃がん集団検診における無料がん検診の対象者についても、胃がん医療機関検診における初回対象年齢との整合性を図り、41歳を50歳に改定し、受診率向上とがんの早期発見に寄与していききたい。

項目	新	旧
特定健康診査 （集団・医療機関検診）	40歳又は50歳 ※令和8年度のみ経過措置として41・51歳も無料	41歳又は51歳
胃がん検診（集団検診）	50歳	41歳
胃がん検診（医療機関検診）	50歳	設定なし
大腸がん検診（集団検診）	50歳	41歳
乳がん検診マンモ1方向 （集団・医療機関検診）	50歳	設定なし

年齢は年度末年齢

令和8年1月15日（木）

令和7年度第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会資料

【議事第2号】

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の 一部改正案について（改訂版）

（健康スポーツ部保険年金課）

(1) 今回の改正内容 (子ども・子育て支援納付金課税額の追加)

令和7年度			令和8年度改正後			備考
区分	税率	賦課限度額	区分	税率	賦課限度額	
①基礎課税額	所得割	6.30%	①基礎課税額	所得割	6.30%	
	均等割	31,500円		均等割	31,500円	
②後期高齢者支援金等課税額	所得割	3.00%	②後期高齢者支援金等課税額	所得割	3.00%	
	均等割	14,100円		均等割	14,100円	
③介護納付金課税額	所得割	2.50%	③介護納付金課税額	所得割	2.50%	
	均等割	14,100円		均等割	14,100円	
-	-	-	④子ども・子育て支援納付金課税額	所得割	0.30%	
	-	-		均等割	1,800円	
				18歳以上被保険者均等割	300円	

追加

3万円

地方税法施行令に従う

(2) 子ども・子育て支援金の充当事業（子ども・子育て支援法第71条の3）

充当事業	内容
①児童手当（の拡充）	「高校生年代まで延長」「所得制限の撤廃」「第3子以降の支給額増額」（※令和6年10月～）
②妊婦のための支援給付	妊娠・出産時の10万円相当の給付金（※令和7年4月～制度化）
③こども誰でも通園制度	乳児等のための支援給付（※令和8年4月～給付化）
④出生後休業支援給付	育児休業給付と合わせて手取り10割相当（最大28日）（※令和7年4月～）
⑤育児時短就業給付	時短勤務中の賃金の10%支給（※令和7年4月～）
⑥国民年金第1号被保険者の保険料免除措置	第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設（※令和8年10月～）

(3) 龍ヶ崎市の国民健康保険事業費納付金内訳等

区分	金額 (円)		差引	
	R8 (仮係数)	R7	金額	増減 (%)
①医療給付費分	1,128,993,686	1,216,802,282	▲87,808,596	▲7.22
②後期高齢者支援金分	515,855,853	517,326,287	▲1,470,434	▲0.28
③介護納付金分	148,856,716	155,543,323	▲6,686,607	▲4.30
既存分 (①~③) 計	1,793,706,255	1,889,671,892	▲95,965,637	▲5.08
④子ども・子育て支援納付金分	53,977,401	—	53,977,401	—
総合計	1,847,683,656	1,889,671,892	▲41,988,236	▲2.22

●龍ヶ崎市の国民健康保険被保険者数の推移

R7. 9月末		R6. 9月末		R5. 9月末		R4. 9月末	
人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)
14,803	▲3.34	15,314	▲3.60	15,886	▲5.89	16,881	—

(4) 制度的要因による今後の国民健康保険税の見直し見込み（～令和12年度）

影響項目	R8	R9	R10	R11	R12	備考
●子ども・子育て支援納付金の増加	新規税率設定 全国で概ね6000億円	税率引き上げ？ 全国で概ね8000億円	税率引き上げ？ 全国で概ね1兆円	未定	未定	※ 具体的な市の保険税率は、国が示す子ども・子育て支援納付金を基に茨城県が市町村から徴収する保険事業費納付金の額を基に設定
●茨城県内の保険料水準の統一						
	※ 龍ヶ崎市は県内で相対的に医療費水準が低いため、統一が進むと保険事業費納付金が増える側					

(5) 「子ども・子育て支援納付金課税額」の試算

①前提

「年齢40歳」「前年所得300万円」の1名分

②「子ども・子育て支援納付金課税額」の税率（仮係数）

所得割	均等割	18歳以上被保険者均等割
0.30%	1,800円	300円

③保険税額試算

税額内訳	所得割（円）	均等割（円）	18歳以上被保険者均等割（円）	計（円）	割合
基礎課税額（現行税率）	161,910	31,500	—	193,410	51.9%
後期高齢者支援金等課税額（現行税率）	77,100	14,100	—	91,200	24.5%
介護納付金課税額（現行税率）	64,250	14,100	—	78,350	21.0%
子ども・子育て支援納付金課税額（仮係数）	7,710	1,800	300	9,810	2.6%
			計	372,770	100.0%

令和8年1月15日（木）

令和7年度第3回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会資料

【報告第1号】

令和8年度国民健康保険事業費納付金について

健康スポーツ部保険年金課

(1) 「国民健康保険 保険事業費納付金」とは？

① 平成30年度の制度改正により、市町村国保の医療給付費は、都道府県から交付される「普通交付金」で全額充当される形へ



② 都道府県はその財源の一部として、市町村から「国民健康保険 保険事業費納付金」（以下「納付金」）を徴収

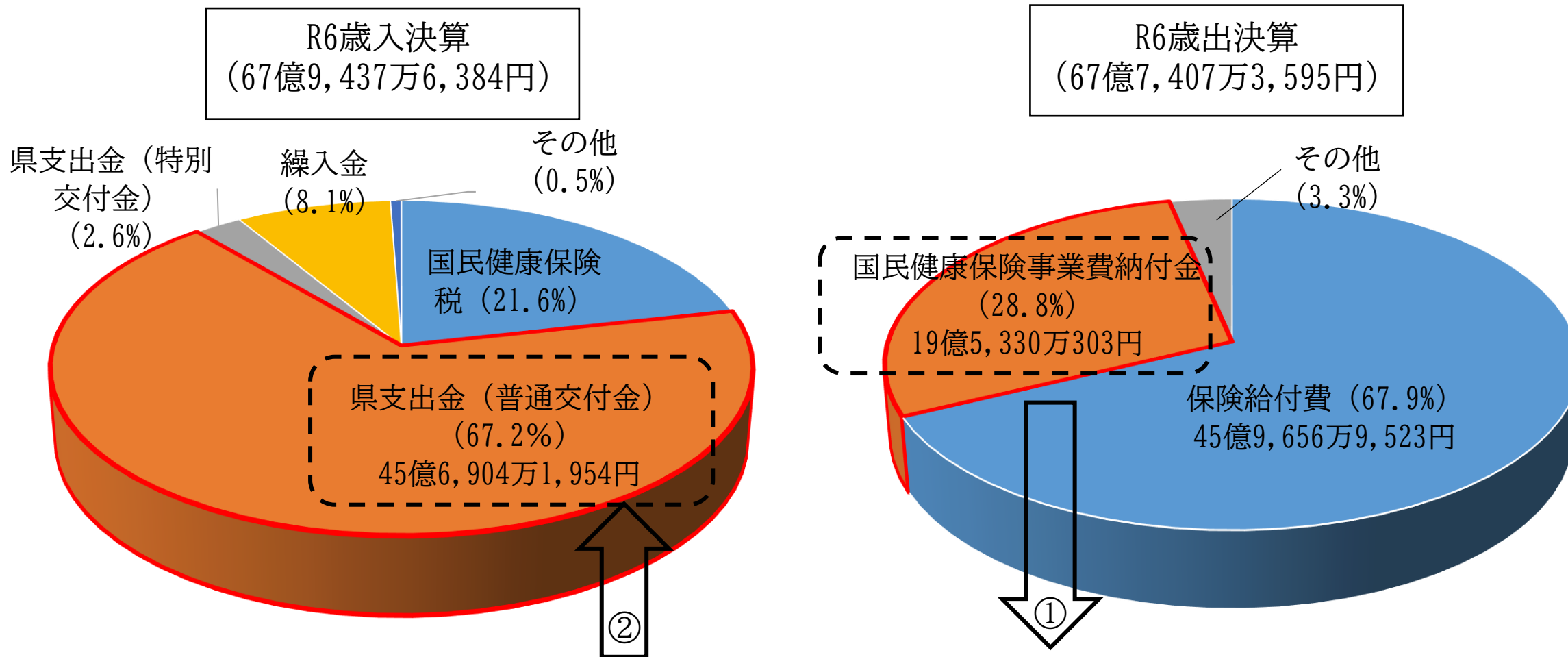


③ 市町村は、「納付金」の納付に必要な保険税収を確保できる保険税率を設定する形へ



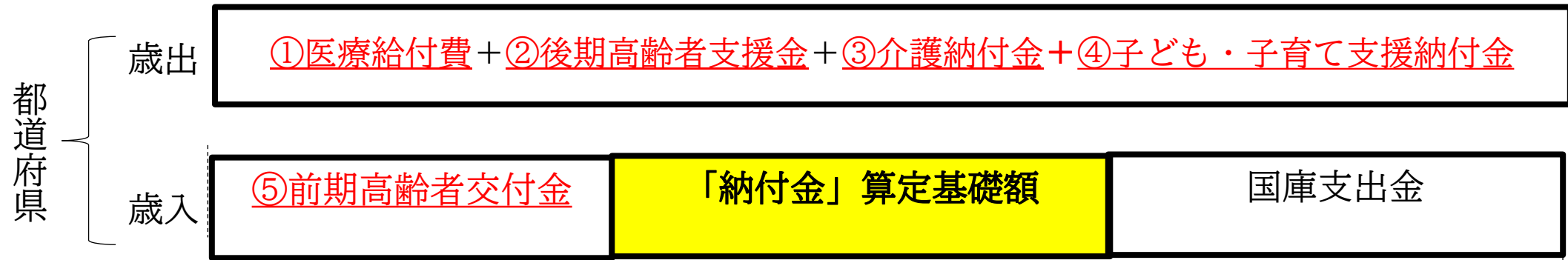
★ 現在の市町村国保の保険税率は、「納付金」の増減に大きく左右される

(2) 「普通交付金」「納付金」の規模（令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計）



県は市町村から徴収した「納付金」に国庫負担金なども加えた財源を基に、各市町村の保険給付費と同額を市町村に「普通交付金」として交付

(3) 「納付金」の算定方法 (イメージ)



※このページの赤文字の用語説明を8ページに掲載。

市町村ごとの「⑥医療費指数」「⑦所得水準」「被保険者数」に応じて按分+その他微調整

A市「納付金」

B市「納付金」

C市「納付金」

(4) 龍ヶ崎市の国民健康保険事業費納付金 対前年度比較

区分	金額 (円)		差引	
	R8 (仮係数)	R7	金額	増減 (%)
①医療給付費分 (基礎課税分)	1,128,993,686	1,216,802,282	▲87,808,596	▲7.22
②後期高齢者支援金等課税額	515,855,853	517,326,287	▲1,470,434	▲0.28
③介護納付金課税額	148,856,716	155,543,323	▲6,686,607	▲4.30
既存分 (①~③) 計	1,793,706,255	1,889,671,892	▲95,965,637	▲5.08
④子ども・子育て支援納付金課税額	53,977,401	—	53,977,401	—
総合計	1,847,683,656	1,889,671,892	▲41,988,236	▲2.22

●龍ヶ崎市の国民健康保険被保険者数の推移

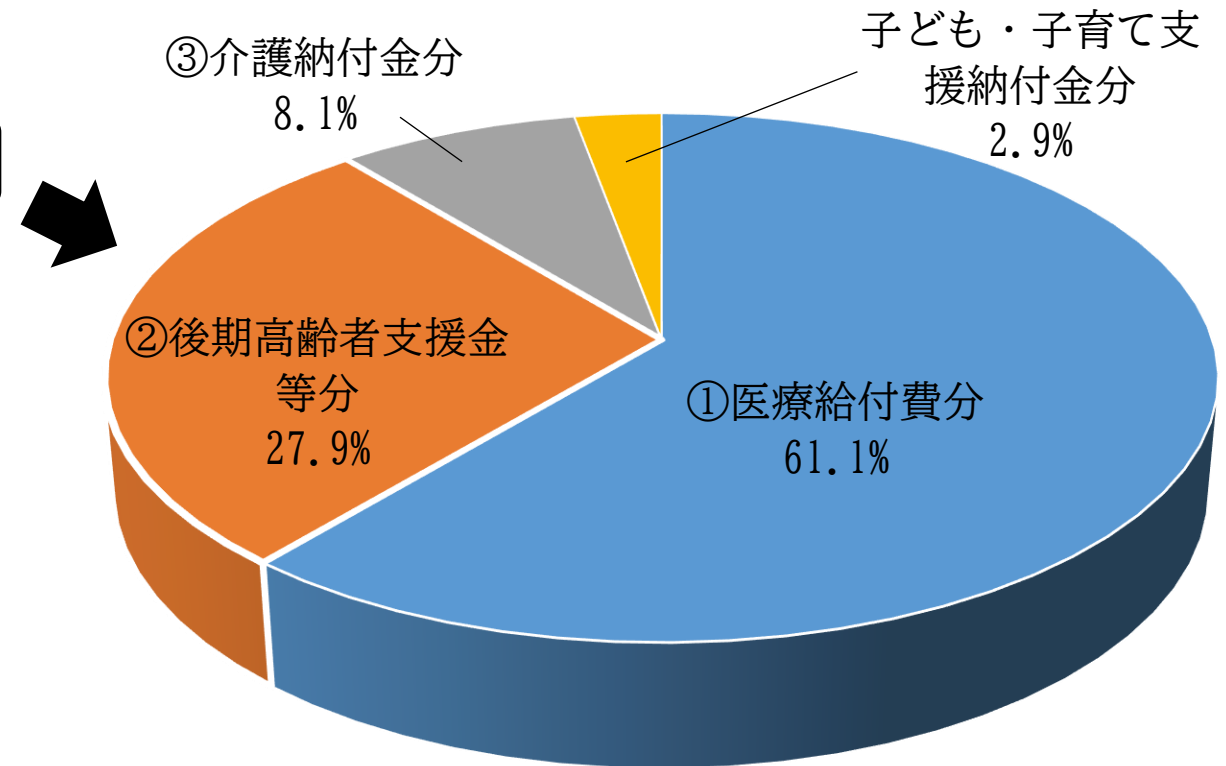
R7. 9月末		R6. 9月末		R5. 9月末		R4. 9月末	
人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)	人数	対前年増減 (%)
14,803	▲3.34	15,314	▲3.60	15,886	▲5.89	16,881	—

(5) 龍ヶ崎市の令和8年度の「納付金」算定結果と内訳（仮係数）

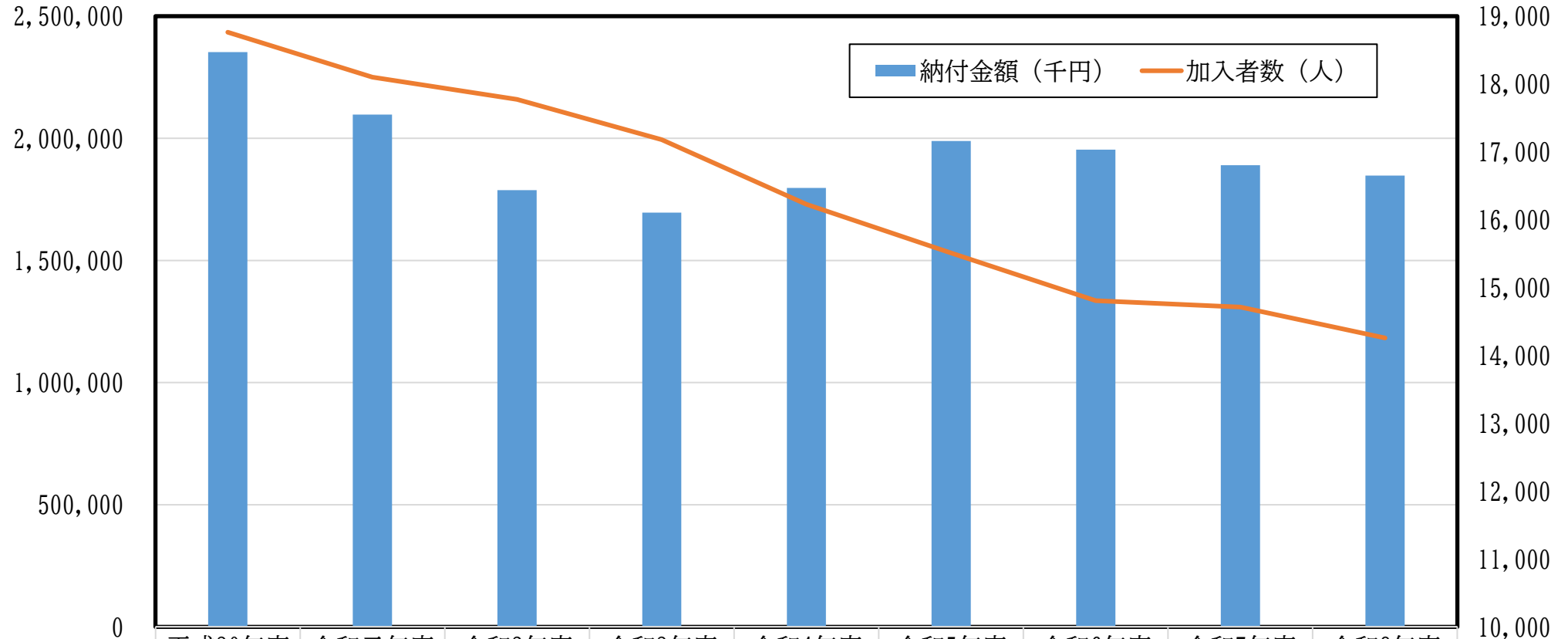
令和8年度算定結果（仮係数：再掲）

区分	金額（円）
龍ヶ崎市	18億4,768万3,656円
うち医療給付費分	11億2,899万3,686円
うち後期高齢者支援金分	5億1,585万5,853円
うち介護納付金分	1億4,885万6,716円
(新) うち子ども・子育て支援納付金分	5,397万7,401円

龍ヶ崎市分の内訳



(6) 龍ヶ崎市の「納付金」と国保加入者数の推移（令和元年度～8年度）



納付金額 (千円)	2,352,471	2,097,578	1,787,279	1,695,396	1,797,158	1,988,514	1,953,300	1,889,672	1,847,684
加入者数 (人)	18,765	18,101	17,773	17,182	16,227	15,509	14,809	14,713	14,256

(7)各保険者の比較(厚労省:令和7年3月15日国保主管課長等会議資料より)

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 (被保険者2,480万人) (被扶養者1,464万人)	2,820万人 (被保険者1,655万人) (被扶養者1,165万人)	982万人 (被保険者574万人) (被扶養者409万人)	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65~74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4% (※障害認定者)
加入者1人当たり医療費 (令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者1人当たり平均所得 (令和4年度)	96万円 (1世帯当たり143万円)	175万円 (1世帯当たり279万円)	245万円 (1世帯当たり(被保険者1人当たり)418万円)	246万円 (1世帯当たり(被保険者1人当たり)430万円)	93万円
加入者1人当たり平均保険料 (令和4年度:介護分含まず)事業主負担除く	9.1万円 (1世帯当たり13.6万円)	12.5万円 (被保険者1人当たり20.0万円)	13.9万円 (被保険者1人当たり23.7万円)	14.4万円 (被保険者1人当たり25.3万円)	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費の約16.4%	後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等への補助		給付費等の50% + 保険料軽減等
公費負担額 (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円(全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(参考) 用語説明

番号	用語	説明
①	医療給付費	・ (この資料中) 国保が被保険者に対して負担する医療費 (自己負担を除いた保険負担部分)。
②	後期高齢者支援金	・ 後期高齢者医療制度 (75歳以上の方の医療保険) を財政面で支えるために、国保等の現役世代の健康保険が拠出。後期高齢者医療費全体の約4割を負担。
③	介護納付金	・ (この資料中) 国保の40歳～64歳の被保険者 (介護保険第2号被保険者) の介護保険料。介護保険第2号被保険者は介護保険料を健康保険料に含めて納付する。
④	子ども・子育て支援納付金	・ 令和8年度から開始。子ども子育て支援法第71条の3の子ども・子育て支援の事業費に充当するため、すべての健康保険で保険料に含めて徴収し国へ納付。
⑤	前期高齢者交付金	・ 65歳以上74歳以下の「前期高齢者」の医療費を各健康保険間で平等に負担する仕組み。各健康保険の加入者数に占める前期高齢者の割合で按分・負担。 ・ 国保は前期高齢者の割合が突出して多く、他の健康保険から多額のお金を回してもらっている。
⑥	医療費指数	・ (この資料中) 各市町村の年齢調整後の医療費の水準を、全国平均を「1」として指数化したもの。
⑦	所得水準	・ (この資料中) 全国平均の所得を「1」としたときの茨城県平均の割合。納付金算定時に使用。茨城県は令和8年度は「1.01」 (仮係数時点)。